

宝塚市いじめ防止基本方針 (改訂版)



宝 塚 市

策定 平成26年(2014年)11月

改訂 令和元年(2019年)7月

～ 目 次 ～

第1章	子どもが主体的に参加する学校づくりをめざして	・ ・ ・ ・ ・	2
第2章	いじめ防止等のための対策の基本的事項		
1	いじめの定義	・ ・ ・ ・ ・	3
2	いじめの認知に関する考え方	・ ・ ・ ・ ・	3
3	いじめの解消の要件	・ ・ ・ ・ ・	3
4	いじめ防止等のための対策の基本理念	・ ・ ・ ・ ・	4
第3章	組織の設置		
1	宝塚市いじめ対応ネットワーク会議	・ ・ ・ ・ ・	5
2	宝塚市いじめ防止対策委員会	・ ・ ・ ・ ・	5
3	学校いじめ防止委員会	・ ・ ・ ・ ・	6
4	新たな組織の設置	・ ・ ・ ・ ・	6
第4章	教育委員会が実施する施策		
1	いじめの未然防止	・ ・ ・ ・ ・	7
2	いじめの早期発見	・ ・ ・ ・ ・	10
3	いじめへの対処	・ ・ ・ ・ ・	10
4	インターネットや携帯電話・スマートフォンを 利用した（ネットいじめ）への対応	・ ・ ・ ・ ・	11
5	教職員の資質能力の向上	・ ・ ・ ・ ・	12
6	教職員がゆとりをもって児童生徒と向き合う時間の確保	・ ・ ・ ・ ・	12
7	連携の強化	・ ・ ・ ・ ・	12
8	再発防止策の進行管理	・ ・ ・ ・ ・	13
9	その他の対応	・ ・ ・ ・ ・	14
第5章	市立学校が実施すべき施策		
1	学校いじめ防止等の取組に関する基本方針の改訂	・ ・ ・ ・ ・	15
2	学校のいじめ防止等に関する組織の設置	・ ・ ・ ・ ・	15
3	学校評価による年間計画の見直し	・ ・ ・ ・ ・	16
4	いじめの未然防止	・ ・ ・ ・ ・	16
5	いじめの早期発見	・ ・ ・ ・ ・	18
6	いじめへの対処	・ ・ ・ ・ ・	19
7	児童生徒の主体的な活動の推進	・ ・ ・ ・ ・	21
8	教職員研修	・ ・ ・ ・ ・	21
9	特別な支援を必要とする児童生徒への配慮	・ ・ ・ ・ ・	22
10	ネット上のいじめへの対応	・ ・ ・ ・ ・	22
11	学校園間の連携	・ ・ ・ ・ ・	23
12	家庭、地域との連携	・ ・ ・ ・ ・	23
第6章	重大事態への対処		
1	重大事態の意味	・ ・ ・ ・ ・	25
2	教育委員会又は学校による調査	・ ・ ・ ・ ・	25
3	調査結果の提供及び報告	・ ・ ・ ・ ・	27
4	調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	・ ・ ・ ・ ・	28
第7章	その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項	・ ・ ・ ・ ・	29
	巻末資料	・ ・ ・ ・ ・	30

第1章 子どもが主体的に参加する

学校づくりをめざして

宝塚市教育振興基本計画では、「自分を大切に 人を大切に ふるさと宝塚を大切にする人づくり」という基本理念を掲げ、「自分のいのちを大切にし、自分の存在を大事に思うことのできる」、「自分と同じように他の人のいのちも大切にし、また、その存在を大事に考えることのできる」子どもの育成に全力で取り組んでいる。

本市では、平成 25 年（2013 年）に制定されたいじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「推進法」という。）の精神に基づき、平成 26 年（2014 年）11 月に宝塚市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）を策定し、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処（以下「いじめ防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための取組を進めてきたところである。

こうした中、平成 28 年（2016 年）12 月に市立中学校生徒転落事案（以下「転落事案」という。）が発生した。宝塚市、教育委員会、学校並びにすべての市民がこの事案を重く受け止め、二度とこのような事態を招くことのないよう、いじめ防止等の取組のより一層の強化が求められているところである。

転落事案に関する第三者委員会(宝塚市いじめ防止対策委員会)の調査結果については公表に至っていないため、第三者委員会の再発防止に関する提言は今改訂には反映していないが、今後の展開を踏まえながら改めて所要の改訂を行うこととする。

一方、いじめ防止等のための対策については、推進法の施行状況等を勘案し、3 年を目途に必要な措置を講じることとして、平成 29 年(2017 年)に、国と県がいじめ防止基本方針をそれぞれ改訂している。

本市では、国等の改訂にあわせ市基本方針を見直すとともに、転落事案を教訓に再発防止に資するために新たに取り組んだ対策や取組を強化した対策等を反映した。

なお、今改訂にあたっては、いじめ防止等の取組は、子どもの人権・権利を守る取組であるとの認識のもと、子どもの権利擁護の視点に基づき「子どもが主体的に参加する学校づくり」を目指していじめ防止等に取り組むことを基本理念とした。

「子どもが主体的に参加する学校づくり」とは、子どもの主体的な参加を教育課程の柱に位置づけ、すべての子どもにとって居場所のある自己実現を果たせる魅力ある学校にしていこうことである。

今後、この市基本方針に則って、「子どもの主体的参加」が実現される学校こそが、子ども達が互いに他を認め合う学校づくりの基本であるという認識のもと、「いじめの防止等」に取り組み、すべての子どもがいじめを行わず、いじめを放置することがないよう、市民総がかりでいじめのない社会の実現を目指さなければならない。

第2章 いじめ防止等のための対策の基本的事項

1 いじめの定義

いじめとは、推進法第2条に規定されているように、以下のとおり定義される。

「いじめ」とは、児童等（児童生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの認知に関する考え方

いじめを見落とすことのないよう、いじめられた児童生徒の立場に立ち、いじめを広く捉え、その上で情報共有と組織対応を行っていく。

いじめの認知については、初期段階のいじめであっても学校が組織として積極的に認知し、解決につなげることが重要であることから、いじめの認知件数が多いことは、学校の目が児童生徒に行き届いていることのあかしであり、肯定的に捉えなければならない。

いじめの態様

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間外れ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑤ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑦ 金品をたかられる。
- ⑧ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑨ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。 等

3 いじめの解消の要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、国の基本方針が示すように、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを

通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により長期の期間を設定する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童等を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければならない。

4 いじめ防止等のための対策の基本理念

本市のいじめ防止等のための対策の基本理念は、「いじめ防止等」は子どもの人権・権利を守る取組であるとの認識のもと、推進法に規定されているように、以下のとおりとする。

- ① いじめ防止等のための対策は、全ての子どもに関係する問題であることに鑑み、子どもが安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ② いじめ防止等のための対策は、全ての子どもがいじめを行わず、他の子どもに対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめの問題に関する子どもの理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ③ いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、宝塚市、教育委員会、学校並びにすべての市民の連携及び協力の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

第3章 組織の設置

1 宝塚市いじめ防止対策委員会

(1) 設置

市は、推進法第14条第3項及び宝塚市いじめ防止等に関する条例（平成26年条例第40号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会の附属機関として、宝塚市いじめ防止対策委員会（以下「いじめ対策委員会」という。）を設置する。

(2) 構成員

いじめ対策委員会は、弁護士や知識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者等で構成する。また、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

(3) 機能

いじめ対策委員会は、教育委員会と宝塚市いじめ対応ネットワーク会議が連携して、本市におけるいじめ防止等の対策を行うことができるように、いじめ防止等に関し必要事項を審議し、必要に応じて調査を行う。また、教育委員会の諮問に応じて、推進法第24条に規定する調査又は同法第28条第1項に規定する調査を実施し、教育委員会に答申する。

(4) 制度上の整備

教育委員会は、いじめ対策委員会が調査を円滑に行うため、公的第三者委員会として、より実効性を発揮できるように制度上の整備を行う。

2 宝塚市いじめ対応ネットワーク会議

(1) 設置

市は、いじめ防止等の取組について、連携調整を行うため、宝塚市いじめ対応ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(2) 構成員

ネットワーク会議は、教育委員会、学校関係者、市関係機関、警察関係機関、その他団体を代表するもので構成する。

(3) 機能

ネットワーク会議は、上記の関係行政機関及び関係団体が、いじめ防止等に関する以下の取組について、的確・迅速な情報共有を図るため、必要に応じて開催する。

ア 宝塚市におけるいじめ問題の現状

イ 各機関で実施するいじめ防止等に関する取組内容について

ウ 今後実施すべき対策等について など

3 学校いじめ防止委員会（第5章で詳述）

4 新たな組織の設置

教育委員会と市長事務部局とが連携し、全庁的にいじめ防止等の対策を推進するため、新たな組織を設置する。また、教育委員会内においても、危機事案に対して迅速に対応を行うための組織を設置する。

（1）宝塚市いじめ防止等対策推進会議

いじめ防止等の対策の実施状況の検証、進行管理及びその公表を行うなど全市的な取組を推進する。これらの対策の実効性を確保し、効果的に推進するために全庁的組織として「宝塚市いじめ防止等対策推進会議」を設置する。

（2）宝塚市立学校園危機管理チーム

市立学校園において、いじめ事案等を含む事故、事件等の危機事案が発生した際に、児童生徒の状況等の事案の正確な把握、緊急措置の要否及び学校園対応の緊急的指導等、「宝塚市危機管理指針」による「学校園事件・事故対応基本マニュアル」に基づく初動対応に迅速に対応するために教育委員会内に「宝塚市立学校園危機管理チーム」を設置する。

第4章 教育委員会が実施する施策

1 いじめの未然防止

(1) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要であり、そのためには、「いじめが、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、児童生徒一人ひとりが、自分を大切にするとともに他者の大切さを認め、お互いの人格を尊重し合うなど、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。

ア 人権教育、道徳教育の充実

いじめは相手の人権を侵害する行為であり、絶対に許されるものではない。また、直接いじめをしなくても、加担することや周りで見て見ないふりをする 것도、いじめに当たることを児童生徒に理解させなければならない。そのため、いじめの防止についての取組は、教科指導をはじめ、全ての教育活動を通じて行う。特に、児童生徒の社会性や規範意識、思いやりなど豊かな心を育み、良好な人間関係を構築するために、人権教育や道徳教育の充実を図る。また、独自に実施している生命の尊さ講座や赤ちゃん学校へ行こう、宝塚市助産師会による命の授業等を推進し、命の尊さや思いやりの心を育む。

○ 生命の尊さ講座

中学生が、お互いの生命の尊さを再認識できるよう「性と生を考える」をテーマに講座を実施し、男女が互いに尊び、健全な学校生活が送れるよう、正しい理解と判断力を養う。

○ 自殺予防教育プログラム

自殺予防プログラムを通して、長い人生において問題を抱えたり、危機に陥ったりしたとき、問題を一人で背負い込まずに乗り越える力を培うことと、自分自身や友達の危機に気づき、対処をしたり関わったりし、信頼できる大人につなぐことの重要性を理解する。

○ CAPプログラム

児童が自ら考え、意見を述べ、ロールプレイに加わり、いじめ、誘拐、虐待、性暴力等の様々な暴力から自分たちを守るための教育プログラムを実施する。

○ 赤ちゃん学校へ行こう

赤ちゃんや子育て中の母親と触れ合うことを通して、机上の学習だけでは伝わらない「命のあたたかさ」を体験する。また、命の尊さ、生きる事の大切さ、自分を産み今の自分を育ててくれた親、家族への感謝の気持ちを培うきっかけとすることを目的とする。

○ ほめほめデー

自分のよさに気づき、生命を尊重する心や規範意識、人間関係を形成する力を培うため、『いいとこいっぱいみつけよう！毎月11日は、ほめほめデー』として乳幼児から自尊感情を育むことを目的とする。

イ 体験活動の推進

小学校における環境体験事業や自然学校推進事業、中学校におけるトライやる・ウィーク等の取組を生かすとともに、従来から実施している修学旅行や転地学習での集団宿泊体験など、他者、自然、社会などの中での体験を通して、生命や自然を大切にする心を育み、児童生徒が自ら考え行動する資質を養い、仲間意識を持って互いを認め合い尊重する態度を培うことで、自尊感情を高める。

○ 環境体験事業

小学校3年生児童を対象に、年間3回以上、体験型環境学習を実施し、命の大切さ、命のつながり等を実感させるとともに、美しさに感動する豊かな心を育む。

○ 自然学校推進事業

小学校5年生児童を対象に、4泊5日の長期宿泊体験を実施し、自分で考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力や、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心を育むなど、「生きる力」の育成を図る。

○ トライやる・ウィーク推進事業

中学校2年生生徒を対象に、興味関心や地域や学校の実態に応じた事業所で様々な体験活動を1週間実施し、社会生活上のルールや倫理感の育成、善悪の判断、自己責任の自覚や自律・自制の心の滋養など「心の教育」を体験する機会とする。

ウ 言語活動、自己表現力向上の推進

いじめの防止は、学校の教育活動全体を通じて行わなければならない。特に、読書活動や言語活動、対話や創作・表現活動等を取り入れた教育活動は重要である。児童生徒の読書活動の推進のため、市立全小中学校に学校司書を配置するとともに、自己表現力向上事業などの実施により、児童生徒の読解力、思考力、判断力、自己表現力やコミュニケーション能力を培うとともに、豊かな情操を育む。

○ 自己表現力向上事業

専門家による演劇的手法を活用したワークショップを実施し、自己の内面を表現することを通して、これからの時代を生きる児童生徒にとって必要な基礎能力であるコミュニケーション能力を培うとともに、自己表現力の向上を図る。

○ ことばの祭典事業

ことばは思考の基礎でありコミュニケーションの重要なツールともなり、あらゆる学力の基盤ともいわれている。そこで、学校園における言語活動の活性化を図るため、自分のことばで表現しようをテーマに「ことばの祭典」を実施する。

(2) 児童生徒の主体的な活動の推進

「児童生徒の主体的な活動」とは、学校が児童生徒の意見を受け止め、児童生徒が決定したことを実現していく活動である。児童生徒が、いじめをなくしていこうとする気持ちやお互いを認め合い尊重する気持ちを高めたり、学校や社会でのルールを考えたりするなど、特別活動の学級活動、児童会活動、生徒会活動や学校行事において「児童生徒の主体的な活動」を具体的に促進するとともに、その中で「いじめの防止等」につながる実質的な取り組みが持続的、発展的に展開されるよう、教育課程を編成し実施する。

(3) 適切な部活動運営のための体制整備

部活動は、複数の学年の生徒や同一学年でも異なる学級の生徒が参加すること、生徒の参加する目的や技能等が様々であること等の特色をもつ。部活動での生徒指導上の問題についても、部活動内に留めることなく、学校いじめ防止委員会において情報共有し、組織的対応を行う校内体制の確立を図り、生徒の主体性、自主性を育む部活動指導を通して、いじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりが学校に求められている。そのため、教育委員会は、新たに策定した「宝塚市立中学校部活動ガイドライン」に則り、学校が適切な部活動運営を行うことができるよう、保護者の理解及び協力の促進、部活動顧問と管理職への研修、部活動年間計画作成の支援、部活動外部指導者の任用等の体制整備を進める。

○ 宝塚市立中学校部活動ガイドライン

・適切な指導の実施

対話の重視 生徒の主体性、自主性を育む

・適切な休養日（ノー部活デー）の実施

休養日 週当たり 2 日以上
（平日及び土日等の休業日に各 1 日以上）

活動時間 平日は 2 時間程度、土日等の休業日は 3 時間程度
週当たりの活動時間は 16 時間未満

休養期間 夏季休業日には節電休業を含む連続した 7 日間
冬季休業日には学校閉鎖期間（12/29～1/3）

・学校単位で参加する大会等の見直し

生徒の教育上の意義、顧問の負担を考慮する

○ 中学校部活動外部指導者活用事業（本市事業）

○ 中学校部活動指導員配置促進事業（県事業）

中学校における部活動指導体制の充実を推進し、部活動を担当する教職員の支援を行うことで教職員の負担を軽減するとともに、部活動の質的な向上を図る。

(4) 広報・啓発活動、家庭への支援

児童生徒、保護者、市民に対して、いじめ防止等の重要性についての理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を促進する。児童生徒、保護者、市民には、教育委員会のホームページ『いじめの未然防止に向けて』や家庭で分かるいじめ発見のチェックポイント（巻末資料Ⅱ）、保護者・地域向け啓発資料『みんなでいじめをなくすために』等を活用して、必要な情報を提供し、広報・啓発を進める。

また、児童生徒の自殺予防の観点から、終業式前に児童生徒へ悩みを抱え込まないように相談等の窓口機関（巻末資料Ⅳ）を示すメッセージ「あなたへ」を配布する。保護者に対しても終業式前及び長期休業後半の時期に、学校メールを活用し、見守りとSOSの発信のメッセージを配信する。

2 いじめの早期発見

(1) 学校における教育相談体制の整備

児童生徒と保護者の心の相談やSOSの発信及び教職員に対する相談支援に対するスクールカウンセラーなどの臨床心理士によるカウンセリングの充実に向けた体制整備を推進する。

(2) 相談窓口の充実及び周知

児童生徒、保護者、市民からのいじめに係る相談等を受け付ける相談窓口について、ホームページやリーフレット等、適切な方法で周知する。また、これらの相談窓口が適切に機能しているかなど、定期的に点検をするなどして、常にその充実に努める。（巻末資料Ⅳ）

(3) 学校における調査等の支援

「こころとからだのアンケート調査（巻末資料Ⅲ）」「いじめ調査アンケート（巻末資料Ⅴ）」等の学校が児童生徒に対して学期に1回以上行うアンケート調査やチェックリスト（巻末資料Ⅵ）による学校・家庭での観察を促進するなど、児童生徒がSOSを発信し、学校・家庭がそのSOSに気づき、適切に対応できるように、記入方法や回収方法、面談、教育相談の方法及び情報の蓄積・活用について支援を行う。

3 いじめへの対処

(1) 学校におけるいじめ防止等の取組の点検・充実

学校との定期的な情報交換・情報共有やいじめ認知件数の把握を行い、学校におけるいじめ防止等の取組について、学校への指導助言等、必要な支援を行うとともに、学校での解決が困難な事案については、教育委員会が主導し、早期解決を図る。

(2) 多様な外部人材の活用等による問題解決への支援体制

推進法第23条第2項の規定による学校からのいじめの報告を受けたときや、そ

他の方法によりいじめを認知したときには、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を守ることを最優先に、指導主事、学校支援チーム指導員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、心理相談員、別室登校指導員等、必要な人材を学校に派遣する等、いじめ対応について適切な指導助言や支援を行う。また、警察や法務局、弁護士、医師、その他関係機関等による協力体制を構築し、問題解決に当たる。

- スクールソーシャルワーカー（SSW）配置事業
学校が抱える問題行動等の深刻な課題に対して、社会福祉を専門とするSSWを中心とするケース会議を行い、児童生徒を取り巻く生活環境を含めた見立てと手立てを行う。
- 法律相談事業
学校園において、重篤な教育問題が発生した際、教育上の問題に精通した弁護士から、法的な根拠に基づく判断による適切な対応のための指導助言を得て、問題の早期解決をめざす。
- 適応教室「Pa1 たからづか」運営事業
不登校児童生徒の居場所をつくとともに、学習活動や集団活動を通して、生活習慣や基礎学力の定着、他者との関係づくり等、社会的自立のための力を高める。
- 子ども支援サポーター配置事業
通常学級への心理相談員の派遣、別室登校生への別室登校指導員を派遣し、対象児童生徒の情緒の安定と居場所づくりを行い、不登校の未然防止を図る。

4 インターネットや携帯電話・スマートフォンを利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

（１）ネットいじめの状況

児童生徒が、スマートフォン、携帯電話やパソコン等を利用する機会は、近年急激に増加してきており、SNS等（無料通話アプリ等）の普及は、児童生徒の生活スタイルや人間関係づくりの面で多大な影響を与えている。このような中、インターネット上で、特定の児童生徒に対する誹謗・中傷が行われたり、他人になりすまして携帯電話のメールを利用し特定の児童生徒に対する誹謗・中傷を不特定多数の携帯電話に送りつけたりするなど、『ネットいじめ』が深刻化してきている。

（２）ネットいじめの防止に向けた取組

学校においては、インターネットやスマートフォン等を利用する児童生徒に対して、発達段階に応じて警察や通信事業者等と連携し、計画的に情報モラル等に関する教育を推進する。また、スマートフォン等を第一義的に管理する家庭における保護者の責務等については、ネットいじめ防止啓発リーフレットやホームページ等を通じて啓発を行い、学校、保護者や関係機関との連携を進める。

5 教職員の資質能力の向上

(1) 教職員研修の実施

教職員に対して、いじめ防止等に関する研修を計画的に実施し、いじめに対する認知能力や対応能力を高める。学校においてはスクールカウンセラーによるカウンセリングマインド研修を行い、教職員による児童生徒理解の向上を図る。

また、学校支援チームなど教職経験者を活用し、若手教員を中心にいじめ防止の基盤となる学級経営等の指導力向上を支援する。

ア いじめ事例研修

いじめ事案の事例研究を通じて、学校運営の理念やいじめ問題に取り組む体制の整備、いじめが起こった場合の組織的対応や関係機関との連携等、実践的態度を養う。

イ 自殺予防プログラム研修

全中学校で自殺予防プログラムを実施し、生徒の「早期の問題認識(心の健康)」と「援助希求的態度(SOSを発信できる力)」の育成に向け、教員の指導力向上を図る。

ウ 課題別研修

特別支援教育、性的マイノリティ、不登校等、本市の学校や児童生徒の状況に応じた研修を実施する。

(2) 啓発資料の活用

研修の実施に当たっては、教育委員会が策定した『教職員のためのいじめ問題対策マニュアル』や県教育委員会の『いじめ対応マニュアル改訂版』などの啓発資料を活用し、各学校において校内研修を実施する。また、必要に応じて、マニュアルを見直すほか、その他の有効な啓発資料を作成する。

6 教職員がゆとりをもって児童生徒と向き合う時間の確保

ノー会議デー、ノー部活デー、定時退勤日の実施、事務作業や会議の効率化、部活動の運営の改善等を一層進めるなど勤務時間の適正化を図ることにより、教職員がゆとりをもって児童生徒と向き合う時間を確保し、一人ひとりの児童生徒の状況や学級集団等の様子を日常的に把握するなど、いじめの防止等に資する体制を整備する。

保護者に、「勤務の適正化に係る取組について」を配布し、教職員の平均超過勤務時間、定時退勤日、ノー部活デーの設定、勤務時間終了後の電話連絡について周知し、保護者への理解と協力を求める。

7 連携の強化

(1) 学校園間の連携・協力

保育所（園）・幼稚園・認定こども園と小学校間、また、小・中・特別支援学校間の連携により、孤立しがちな児童生徒や発達障害等特別な配慮を要する児童生徒の情報を引き継ぎ、いじめに対する学校の指導体制、指導内容の共有を図る。

特に中学校においては、校区内における各小学校の指導内容等について情報交換を行った上で、小・中学校の一貫した指導体制づくりを行うことができるよう、教育委員会は、保幼小中連携プロジェクト委員会等において、各学校園が定期的な情報交換が行えるよう体制整備を進める。また、学校支援チームやスクールソーシャルワーカー等の活用により、学校間の連携協力体制を充実し、複数の学校の児童生徒が関係するいじめについて、学校が児童生徒又はその保護者に適切な指導、助言を行うことができるよう支援する。

- 保幼小中連携教育推進事業（保幼小中連携プロジェクト委員会）
保幼小中の教職員が目ざす子ども像を明確にして、一貫して子どもを育てるという意識をもち、子どもの育ちや連続性を重視した教育を展開することで、生きる力の基盤を育む。

(2) 学校と家庭や地域との連携

いじめ防止等の取組は、学校だけではなく、家庭や地域と連携して行わなければならない。そのために、学校及び教育委員会は、学校運営協議会、学校評議員会、学校支援地域本部、放課後子ども教室、青少年育成市民会議など、保護者や地域の会合等を活用し、いじめ問題への取組に関する共通理解を図るとともに、教育活動への支援を得る。

- 学校教育指導事業（コミュニティ・スクール）
学校の諸課題解決のために保護者や地域が学校運営への参画と協働をすすめることにより、子どもの豊かな学びと育ちを創造することを目的とし、「地域とともにある学校づくり」を推進する。
- 学校教育指導事業（学校評価）
学校園が教育活動について具体的な目標を設定し、その達成状況を自己及び関係者評価をとおして検証することにより、継続的に改善を図り、「信頼される開かれた学校づくり」を推進する。

(3) 関係機関との連携

家庭児童相談室、子どもの権利サポート委員会等の市長事務部局のほか、警察、法務局、県こども家庭センター、県教育委員会などの、いじめ防止等の対策に係る関係機関と日ごろから連携し、いじめ防止等に向けた対応への協力体制を構築する。

8 再発防止策の進行管理

本市のいじめ防止等の取組が、児童生徒の最善の利益を第一に考慮し、持続的・発展的な子ども施策として定着させていくために、再発防止策を策定、実施するとともに、実施状況の検証、進行管理及びこの検証結果を公表することで、施策の実効性を確保する。また、検証結果に基づき、適宜、必要に応じて市基本方針を改訂し、各学校のいじめ防止等の取組を学校基本方針に反映させる。

9 その他の対応

学校からのいじめの報告を受けて調査を行った結果、必要と認めるときは、いじめを行った児童生徒の保護者に対して、学校教育法第35条第1項の規定に基づき児童生徒への出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒等が安心して教育が受けられるための必要な措置を行う。ただし、出席停止の実施については十分に検討を行うとともに、学校等必要な関係者から意見を聞くものとする。また、いじめを受けた児童生徒の心身の安全が脅かされる場合などは、必要に応じて就学する学校の変更や区域外就学等を認めるなど、弾力的に対応する。

第5章 市立学校が実施すべき施策

1 学校いじめ防止等の取組に関する基本方針の改訂

(1) 目的

推進法第13条の規定に基づき、市基本方針が改訂されたことを受け、市基本方針を参酌し、いじめ防止等のための対策を効果的に進めるために、学校いじめ防止等の取組に関する基本方針（以下「学校基本方針」という。）を改訂する。

(2) 児童生徒、保護者、地域との関わり

学校基本方針の改訂に当たっては、いじめ防止等に関する学校の取組を円滑に進めるためにも、方針を検討する段階から、教職員はもとより、児童生徒や保護者、地域関係者の参画を図る。

(3) 関係者への周知

学校基本方針は、教職員の共通理解を図るだけでなく、学校のホームページや学校便り等を通じて、保護者や地域等へ公開する。年度当初には学校基本方針を児童生徒に説明するとともに、保護者に配布する等、いじめの定義や学校のいじめ防止等の取組について周知し、児童生徒、保護者がSOSの発信やいじめ対応の相談を安心して行えるようにする。

2 学校のいじめ防止等に関する組織の設置

(1) 設置

推進法第22条の規定に基づき、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織として、学校いじめ防止委員会を設置する。

学校いじめ防止委員会は、「生徒指導上の問題」が、「いじめ」に当たるのかを判断し、いじめの解消に向けた対応に当たるだけでなく、いじめの防止等に向けた教育課程の編成・実施等、より積極的な機能や役割を担うことのできる組織とする。

また、学校いじめ防止委員会の目的、役割をより明確にするため、学校いじめ防止委員会の機能を既存の生徒指導委員会等に担わせることがないようにする。

(2) 構成員

学校いじめ防止委員会は、校長、教頭、教育計画担当教員、研究推進担当教員、生活指導担当教員、養護教諭、特別支援教育コーディネーターをはじめ、学校の実情に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他の関係者により構成し、チームとして取り組む。

(3) 役割

学校いじめ防止委員会の役割は以下のとおりとする。

- ① 推進法2条に規定されている「いじめの定義」を全教職員が理解し、積極的

にいじめの認知を行うことができるように組織体制を確立する。

- ② 学校基本方針に基づき、いじめ防止等の取組に関して、教育課程の編成・実施等具体的な年間計画を作成するとともに、その実施結果を検証する。また、必要に応じて、学校基本方針を改訂する。
- ③ いじめの相談・通報の窓口となるとともに、いじめが疑われる情報や児童生徒の問題行動などに係る情報を収集・記録する。
- ④ いじめが疑われる情報があった時には定例または緊急会議を開き、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、いじめの有無の判断、指導及び支援体制・対応方針の決定を行う。
- ⑤ 校内研修を企画し運営する。
- ⑥ 部活動での問題についても共通理解を図り、組織的対応を行う。
- ⑦ いじめ防止等に関して保護者や地域の協力を得るとともに、保護者や地域に対して学校の取組に関する情報提供を行う。
- ⑧ 推進法第28条に規定する重大事態の調査を行う。ただし、当該事案の性質に応じ、適切な専門家を加えて対応する。

※ 学校いじめ防止委員会を中核として、すべての教職員でいじめ防止等の共通理解を図り、学校全体でいじめ防止等に関する対策を行う。また、教職員は、いじめの兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、一人で抱え込むことなく、管理職や学年職員に相談するほか、学校いじめ防止委員会に報告し、組織的対応を行う。

3 学校評価による年間計画の見直し

学校基本方針に沿って実施したいじめ防止等のための取組や校内研修等の取組状況等を学校評価の評価項目に位置づけ、P(計画)、D(実施)、C(検証)、A(改善)サイクルの中で、定期的に点検、評価を行い、年間計画を見直していく。

なお、学校評価に当たっては、いじめの認知件数のみを評価対象とせず、児童生徒や地域の実情等を踏まえて目標を設定し、組織的対応の観点で評価されるよう留意する。また、学校運営協議会や学校関係者評価委員会においても、取組状況の点検・評価を行い、改善に努める。

4 いじめの未然防止

(1) 意義

全ての児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼関係を築き、安全・安心に学校生活を送るとともに、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できるような授業づくりや集団づくりに努めることで、学校全体としていじめの未然防止に取り組む。

(2) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

学校の教育活動全体を通じて、児童生徒一人ひとりの内面理解に基づき、全ての児童生徒が規律ある態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる授業づくりを進める。このことを基盤として、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育、生命を尊重する心や規範意識を育む道徳教育、人間関係を築く特別活動、他者・社会・自然と関わりを深める体験活動等を充実させ、命や人権を尊重する豊かな心を育成する。

ア 人権教育の充実

いじめは相手の人権を侵害する行為であり、絶対に許されるものではない。このことを教職員が認識し、児童生徒一人ひとりに理解させなければならない。そのためには、全ての教育活動の中に常に人権尊重の視点を持ち、児童生徒の人権が守られる学校・学級づくりに取り組む。

イ 道徳教育の充実

児童生徒が道徳的な心情や判断力、道徳的な実践意欲や態度を育むことは、いじめの防止に大変有効である。生命を大切にすることや互いを認め合い、協力し、助け合うことのできる信頼関係や友情を育み、善悪の判断などの規範意識を持ち、いじめをしない、させない、許さない、見逃さない態度を育てる。

ウ 体験活動の充実

体験活動は、児童生徒の豊かな人間性や価値観の形成、自尊感情の獲得などに繋がる。また、集団での宿泊体験や社会体験などは、仲間意識や自己肯定感、自尊感情等を育む。学校では教育活動の中に、計画的、系統的に体験活動を取り入れる。

エ わかる授業づくり・楽しい授業づくりの推進

学力に不安がある児童生徒は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む一つの要因となっている。そのため、児童生徒にとって学ぶ喜びを感じることができるよう「分かる授業・楽しい授業」を推進し、基礎・基本の定着を図り、学習に対する達成感や成就感を持たせることが、児童生徒の心や生活を安定させ、いじめを予防する手立ての一つとなることを教職員一人ひとりが認識し、授業改善に取り組む。

オ 部活動における指導の充実

中学生が自分の学級や学年を離れて自主的、自発的な参加により行われる部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感などを育成する。また、人間関係の構築や自己肯定感の向上など、その教育的意義は高い。こういった意義が達成されるよう「宝塚市立中学校部活動ガイドライン」に則り、生徒の主体性、自主性を育む部活動指導をとおして、いじめ等の発生防止を含めた適切な集団づくりを行う部活動文化の醸成を図る。

指導に当たっては、「連帯責任」を取らせる等、特定の部員に対して非難が向けられるような指導ではなく、対話を重視した指導を行う。また、部活動内でのいじめや生徒指導上の問題を部活動内に留めることなく、学校いじめ防止委員会等

で情報共有を行い、適切な対応を組織的に行うようにする。

5 いじめの早期発見

(1) 意義

いじめ防止等の取組の中で、児童生徒にSOSを発信してもらうことは重要である。しかし、児童生徒が表現した微妙なサインに気づき、その意味を適切に読み取ることができなければ、児童生徒の心の危機に対応することはできない。教職員は、いじめが大人の目につきにくい場所や時間で行われるなど、気づきにくいこと、また、一見遊びやふざけているように見えることがあり、判断が難しいことを十分認識しなければならない。児童生徒の様子、人間関係、服装や持ち物の変化など、些細な兆候を見逃さず、いじめを見極める目を持ち、早い段階から組織的に関わりながらいじめの早期発見に努める。

(2) 定期的なアンケート調査等の実施

いじめの実態把握のための「いじめ調査アンケート」(巻末資料Ⅴ)を原則としていじめが疑われる場合等、実態に応じて即時実施するとともに、少なくとも学期に1回以上実施し、担任等による面談を通じて、いじめの兆候となる情報を計画的に収集、記録し、教職員間で共有する。アンケートの実施に当たっては、記名、無記名、記入場所、提出方法等、アンケートの内容に応じて配慮する。

学校におけるいじめアンケートの保存期間について、全員分の回答用紙は対象児童生徒が卒業するまでとし、回答を取りまとめた文書は5年間保存する。

また、第1学期には、必ず、教育委員会作成の「こころとからだのアンケート調査」(巻末資料Ⅲ)を行う。本アンケート調査は、心理教育、リラクセーション、アンケートへの回答、回答後の担任等による面談という一連の指導として行い、回答結果の分析に応じて、スクールカウンセラーなどの臨床心理士によるカウンセリングを活用する。

(3) 教職員と児童生徒等との良好な人間関係の構築と相談機能の充実

児童生徒や保護者から、安心して相談してもらえる教職員であるよう、日ごろからコミュニケーションを密にして、良好な人間関係を構築しなければならない。

学校は、アンケート実施後の全員面談や相談週間を設けるとともに、教育委員会と連携し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用するなど、学校の相談機能の充実に努める。また、教育委員会(教育支援課)の相談窓口等、いじめについて相談するところ(巻末資料Ⅳ)の周知の徹底を図り、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備や周知に努める。

(4) 児童生徒のSOSを発信できる力の育成

学校は相談機能の充実に努めるとともに、自殺予防プログラム等を実施し、児童生徒が自分自身や友達の危機に気づき、問題を一人で背負い込まずに対処をしたり

関わったりし、信頼できる大人につなぐことの重要性を理解する等、児童生徒の SOS を発信できる力の育成を図らなければならない。

6 いじめへの対処

(1) 意義

教職員は、いじめを発見し又は相談を受けた場合には、推進法第 23 条 1 項の規定に基づき、直ちに管理職に報告し、特定の教職員だけで抱え込むことなく、速やかに「学校いじめ防止委員会」に報告し、組織的な対応につなげなければならない。

指導に際しては、いじめを受けた児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。児童生徒をしばらく見守るという対応については、援助を求めた側が、自分は見守られているということを感じることができるように対応しなければならない。また、全ての教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携した対応を行う。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

教職員は、遊びや悪ふざけなどであっても、いじめが疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童生徒や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に話を聞く。些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。

いじめを発見したときや、いじめに関する通報を受けたときには、「学校いじめ防止委員会」が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。加害児童生徒に対して学校が必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果が見られず、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく警察等と相談して対処する。

(3) いじめを受けた児童生徒やその保護者への対応

教職員は、いじめを受けた児童生徒から事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない。必ず守る。」ということをはっきりと伝える。また、児童生徒の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分留意して以後の対応を行う。

家庭訪問等により、できるだけ迅速に保護者に事実関係を伝えるとともに、いじめを受けた児童生徒にとって信頼できる友人や教職員、家族、地域の人などと連携し、当該児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめを受けた児童生徒が安心

して学校生活を送ることができるよう、必要に応じて加害児童生徒を別室で指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめを受けた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉の専門家、医師、警察など外部人材の協力を得る。

いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。また、聴き取りやアンケート等により確認した事実は適切に保護者に提供する。

(4) いじめた児童生徒やその保護者への対応

教職員は、いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、速やかにその保護者に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

なお、いじめた児童生徒がいじめを行った背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意して以後の対応を行う。いじめの状況に応じて心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに教育委員会による出席停止や警察との連携による措置を含め、毅然とした対応をする。教育上必要と認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。

ただし、いじめにはさまざまな要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分留意し、加害児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。決して、主観的な感情に任せて一方的に行ってはならない。

(5) 周囲の児童生徒への対応

教職員は、いじめが発生した際、それを知り、見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、たとえいじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。

また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

なお、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を学級での話し合いなどによりすべての子どもに行き渡らせるようにする。

(6) 教育委員会との連携

学校においていじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、その指導助言等による支援を得ながら、管理職が中心となって組織的に対応し、迅速に問題の解決にあたる。また、経過観察・解消等のいじめ事

案の状況を適宜、教育委員会に報告し、教育委員会との連携を図る。

7 児童生徒の主体的な活動の推進

(1) 意義

いじめの防止は教職員だけが取り組むのではなく、児童生徒がいじめをしない、許さない、見逃さないという強い意識を持つことが大切である。学校全体でいじめ防止等に取り組むには、児童生徒と教職員との対話を通して、児童生徒の考えを実現していく観点から、児童生徒の主体的な活動を、特別活動をはじめとする教育課程に位置付けるなど、指導上の方向性を明確にする必要がある。

(2) 内容

児童会や生徒会活動の中で、児童生徒一人ひとりに居場所のある学級や学校にしていくために、「学校のきまり」や「制服や服装」、いじめの防止等に関する取組を議題としたり、学級活動の中でもいじめのない学級づくりを取り上げたりするなど、児童生徒自らが自分たちのできることについて考えることは有効である。

具体的には、次のような内容が想定できる。

- ① 「多様性」を認め合える学級や学校とはどのようなものか
- ② どのようにすれば、いじめが起らない学級・学校づくりができるのか
- ③ いじめが起こったとき、自分たちの力で解決するにはどのようにしたらよいのか

(3) 留意点

児童生徒が主体的に活動できるようにするために、教職員は以下の点に留意する。

- ① 学校全体としていじめを許さない意志の形成と、人権を尊重し他者を傷つけない学校文化の形成
- ② 全ての児童生徒が居場所と役割を感じることが出来る学級づくりや行事の活性化
- ③ 学校の全ての教育活動を通じた、児童生徒の自尊感情や社会性の育成

8 教職員研修

(1) 意義

いじめ防止等のための教育活動を学校全体で実効性のあるものにしていくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、教職員同士が気軽に何でも相談できる協働性豊かな職場の雰囲気が重要である。そのために、校内研修を有効に活用して、教職員が率直に意見を交換しながら、教職員個々のいじめ防止等に関する意識を高めることが有効である。また、児童生徒の些細な変化等に気づき、適切に対応するための感性や資質の向上を図る。

(2) 内容

児童生徒一人ひとりが自尊感情を持ち、互いを思いやり尊重する心を育む指導や学級経営のあり方、カウンセリングマインドなど児童生徒理解による生徒指導のあり方など、多様な内容の研修を行う。

また、学校基本方針やいじめ防止等の年間計画を教職員全員が共有し、個別の事例研究を行うこと等により、教職員の共通理解を図る。さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医師、弁護士などの専門家を活用することにより、教職員の資質向上を図る。

(3) 留意点

「いじめ防止等の研修」は、必ずしも特定の領域に特化できるものではなく、生徒指導をはじめ学級経営、集団づくり、授業づくり、児童生徒理解等々、多様なテーマにおよぶものである。教職員がこれらの研修を「いじめ防止等の研修」として、積極的な意義を見出し、教職員の共通認識や問題意識が形成されるよう行う。

9 特別な支援を必要とする児童生徒への配慮

特別支援学校又は特別支援学級だけでなく通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の中には、他の児童生徒との間にトラブルが生じた際に、自分の思いを表現することが困難な児童生徒も在籍している。このような児童生徒に対するいじめを未然に防止し、または発生したいじめを早期に発見し、対処するには、全教職員による支援体制の構築が不可欠である。また、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てていくため、個々の児童生徒を尊重する教育の推進が必要であり、特別支援学校と各学校間、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習をより積極的に推進していくことが大切である。

10 ネット上のいじめへの対応

(1) 意義

ネット上によるいじめについては、大人が見えにくい中で行われることが多いこと、また、被害が広範囲で長期に及ぶ可能性があることに留意して対応する。

(2) 内容

インターネット等を介したいじめは、大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校では、「授業づくり」「集団づくり」「児童生徒の主体的な活動」等の取組とともに、児童生徒、保護者に対して、警察や通信事業者等と連携を図り、情報モラルに関する教育に取り組む。また、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者に対しても家庭における保護者の責務や家庭での教育の必要性について周知する。

教職員は、児童生徒の些細な人間関係や生活、心情の変化をとらえるため、常にアン

テナを高く張る必要がある。ネット上の不適切な書き込みや画像等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。

こうした措置をとるに当たり、教育委員会に報告するとともに、必要に応じて法務局等の協力を求める。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し適切に援助を求める。また、法務局等におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など関係機関の取組についても周知する。(巻末資料Ⅳ)

1 1 学校園間の連携

(1) 意義

いじめについては幼稚園や認定こども園・保育所(園)と小学校、小学校と中学校等が連携を図り、幼児児童生徒についての情報、いじめ防止等の取組などについて共有する。

(2) 内容

中学校区ごとに管理職や教職員が集まる会議を定期的に行い、情報交換を行う。また、進学時に合わせ、幼稚園や認定こども園・保育所(園)と小学校、小学校と中学校の教職員が実施する引き継ぎ会の中で、幼児児童生徒の情報等についての情報共有を行う。

(3) 留意点

学校間の連携については、日ごろから幼児児童生徒や教職員による交流を積極的に行い、互いに関係を深めておかなければならない。保幼小中連携プロジェクト委員会の中学校区実践交流会を活用し、管理職や教職員が情報交換を行う際、地域や幼児児童生徒の実態、中学校区内の教育方針・取組等を話し合うことで、15年間を見通した教育の連携を推進する。

1 2 家庭、地域との連携

(1) 意義

児童生徒を取り巻く多くの大人が、児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校はPTAや地域の関係団体、学校に関係する人たちとの連携を進め、学校と家庭、地域とが組織的に協働する体制を構築する。

(2) 内容

保護者や地域、関係機関が参画する学校運営協議会や学校評議員会、学校支援地域本部、青少年育成市民会議などにおいて、いじめ防止等について情報交換や意見交換を行うことで、地域とのネットワークづくりを推進する。

(3) 留意点

いじめ防止等に関して、保護者や地域の協力を得るために、日ごろからホームページや学校通信等で学校いじめ防止委員会の役割等の情報や学校の取組を積極的に発信するほか、オープンスクールの実施等、開かれた学校づくりに努める。

第6章 重大事態への対処

1 重大事態の意味

推進法第28条第1項に規定されているように、重大事態とは次のように定義する。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- a 児童生徒が自殺を企図した場合
- b 身体に重大な傷害を負った場合
- c 金品等に重大な被害を被った場合
- d 精神性の疾患を発症した場合

②の「相当の期間」については、文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、学校や教育委員会は、重大事態が発生したものとして報告・調査等を実施する。

調査に当たっては、いじめの事実を明らかにするとともに、同様の事案の発生の防止に全力で努める。

2 教育委員会又は学校による調査

(1) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生し、それを認知したときは、速やかに教育委員会に報告する。また、報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。

(2) 調査主体と調査組織

教育委員会は、学校から重大事態の発生の報告を受けたときには、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするかについて判断する。

調査は、学校が主体となって行う場合と、教育委員会が主体となって行う場合が

考えられる。特に、従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では十分な結果が得られないと判断される場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

ア 学校が主体となって行う調査

学校が主体となって行う調査は、推進法第22条の規定により設置した学校いじめ防止委員会が、校長の指導や指揮の下、迅速かつ丁寧な調査を行う。その際、教育委員会と協議の上、必要に応じて、調査組織に外部人材の参画を図る。

イ 教育委員会が主体となって行う調査

教育委員会が主体となって行う調査は、いじめ対策委員会が教育委員会の諮問に基づき調査を行い、その結果を教育委員会に答申する。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

ア いじめを受けた児童生徒から聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童生徒から聴き取りが可能な場合、いじめを受けた児童生徒から十分に聴き取るとともに、他の児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめを受けた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査を実施する（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等行う。

これらの調査を行うに当たっては、事実の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導や支援をしたり、関係機関と連携したりしながら、対応に当たる。

イ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、他の児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺予防に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが大切である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、推進法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、文部科学省の「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月）を参考にする。

- ① 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒をもっと身近に知り、また背景調査

について切実な心情を持つことを認識し、その要望や意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③ 亡くなった児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④ 詳しい調査を行うに当たり、教育委員会又は学校は、調査の目的や目標、調査を行う組織の構成等、調査のおおむねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておく。
- ⑤ 調査を行う組織については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）により、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ⑥ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑦ 情報発信や報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機構）による自殺報道への提言を参考にする。

3 調査結果の提供及び報告

（１）いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、情報を適切に提供する責任

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

この情報の提供に当たっては、適時、適切な方法で、経過報告があることが望ましい。これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を楯にして、説明を怠るようなことがあっては

ならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行うなど、適切な対応が求められる。

(2) 調査結果の報告

調査結果については、市長に報告する。また、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

4 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査の趣旨及び調査主体について

重大事態の調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、宝塚市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）に諮問し、推進法第28条第1項の規定による調査結果について、推進法第30条第2項の規定による再調査を行う。再調査委員会は、市長の諮問に応じて再調査を行い、市長にその結果を答申する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果により、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該事態と同様の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

「必要な措置」としては、教育委員会は指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、又は学校支援チーム支援員の派遣、並びに弁護士、医師や警察官経験者等の外部人材の派遣、若しくは地域関係団体等の協力などが考えられる。

また、市長は再調査を行ったとき、その結果について議会に報告しなければならない。その際、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保しなければならない。

第 7 章 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

宝塚市は、本基本方針の内容について、定期的に検討し必要に応じて変更する。教育委員会は市立学校における学校基本方針について、それぞれの内容を確認し、必要に応じて助言する。

平成 26 年（2014 年） 11 月 策定

平成 31 年（2019 年） 3 月 改訂

令和 元年（2019 年） 7 月 改訂

行政機関

宝塚市教育委員会

推進法第
28条の
結果報告

宝塚市長

宝塚市いじめ防止基本方針

宝塚市いじめ防止等対策推進会議
(市教育委員会、市長部局で構成)

宝塚市いじめ防止対策委員会
(推進法第14条第3項)

弁護士、知識経験者、心理や福祉の
専門家等のいじめ防止等に関して専
門的知識及び経験を有する者で構成

宝塚市いじめ問題再調査委員会

(地方自治法第138条の4第3項、推進
法第30条)
知識経験者等の内から市長が委嘱した委
員で構成

宝塚市いじめ対応ネットワーク会議
(市教育委員会、市関係機関、学校関係者、警察関係、
その他団体を代表する者で構成)

宝塚市いじめ防止等に関する条例

基本理念、子どもの役割、市の責務
市立学校及び市立学校の教職員の責務
保護者の責務、市民の責務 等

学 校

学校いじめ防止等基本
方針（推進法第13条）

いじめ防止等の対策のた
めの組織（推進法第22条）
『いじめ防止委員会』

「自分を大切に、人を
大切に、ふるさと宝塚
を大切にする人づく
り」を基盤とした、い
じめのないすべての
子どもに開かれた学
校づくり

地 域

保護者は、子の教育について第
一義的責任を有するものであつ
て、その保護する児童生徒がい
じめを行うことのないよう、当
該児童生徒に対し、規範意識を
養うための指導その他の必要な
指導を行うよう努める。

情
報
発
信

指導・助言・支援等
(宝塚市立学校園危機管理チーム)

通報
報告
重大
事態
発生

推進法
第28条
に基づ
く調査

調査
結果の
答申

推進法
第24条
又は第
28条に
基づく
調査の
諮問

推進法第
30条第2
項に基づ
く再調査
の諮問

調査
結果の
答申

家庭で分かるいじめ発見のチェックポイント

巻末資料Ⅱ

(いじめられている子どもが家庭で出すサイン)

子どもの家庭での様子について、以下の事柄をよく観察してください。複数当てはまったら、いじめられているのではないかと受け止め、対応する必要があります。

観 察 の 視 点 （ 特 に 変 化 が み ら れ る も の ）			○×
1	起床から登校	布団から出てこなかったり、体調不良を訴えたりする。	
2		非常に疲れた表情で、ため息をついたり、ふさぎこんだりする。	
3		いつもと違って朝食を取ろうとしない。	
4		話しかけても反応が返ってこなかったり、逆に反抗したりする。	
5		登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。	
6		いつも特定の子どもが無理やり迎えに来る。	
1	登校中	一人で登校したり、わざと遠回りをして登校したりする。	
2		友だちの荷物を無理やり持たされる。	
3		下級生に対して意地悪をしたり、小動物や昆虫に対して残虐な行為を行ったりする。	
4		途中で家に戻ってきて、登校を渋る。	
1	帰宅時	衣服の汚れや破れなどが見られたり、よく怪我をしたりしている。	
2		買い与えた学用品や所持品を紛失したり、壊されたりしている。	
3		すぐに自分の部屋に閉じこもり、呼びかけても部屋から出てこようとしない。	
4		親しい友だちが家に来なくなったり、見かけない友だちがよく訪ねてきたりする。	
5		家庭からお金や物を持ち出したり、余計な金品を要求したりする。	
6		不審な電話や嫌がらせの手紙・メールが来たり、友だちからの電話やメールで急な外出が増えたりしている。	
7		理由もなく、いつもより帰宅時間が遅い。	
1	夕食から就寝	教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。	
2		親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。	
3		転校を口にししたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。	
4		部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。	
5		食欲がなくなったり、体重が減少したりする。	
6		風呂に入りたがらなくなる。裸になるのを嫌がる。(殴られた傷跡などを見られるのを避けるため)	
7		携帯電話やパソコンを長時間使用し、メールやブログ等を確認した後、表情が暗くなる。	
8		寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。	
9		言葉遣いが荒くなり、親や兄弟などに反抗したり、ペットに八つ当たりしたりする。	
10		イライラしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。	
11		急に勉強時間が減ったり、宿題しなくなったりする。また、急激に成績が下がる。	
12		「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。	
13		携帯電話やパソコン、テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。	
14		集中力が低下し、自分で決断することができなくなる。	
15		空手や柔道などを習いたがったり、ナイフ（刃物）などを隠し持ったりすることがある。	

こころとからだのアンケート

年 月 日

名前

年 組

このアンケートは、あなたのこころとからだの健康のために使います。眠り、いらいら、勉強への集中など、自分のこころとからだについてふりかえてみましょう。ふだんのあなたに一番よくあてはまるところを○でかこんでください。近いうちに、先生とアンケートをもとにお話をしましょう。

	とても	かなり	すこし	
1 なかなかねむれないことがある	はい	はい	はい	いいえ
2 いやな夢やこわい夢をみる	はい	はい	はい	いいえ
3 いろいろと気にしすぎる	はい	はい	はい	いいえ
4 家の人(おとうさんやおかあさんなど)のことが気になる	はい	はい	はい	いいえ
5 家にいる時でも、気持ちが落ち着かない	はい	はい	はい	いいえ
6 自分が悪い(悪かった)と責めてしまうことがある	はい	はい	はい	いいえ
7 誰も信用できないと思うことがある	はい	はい	はい	いいえ
8 楽しいことが楽しいと思えなくなった	はい	はい	はい	いいえ
9 どんなにがんばっても意味がないと思うことがある	はい	はい	はい	いいえ
10 自分の気持ちをだれもわかってくれないと思うことがある	はい	はい	はい	いいえ
11 頭やおなかなどが痛いなど、からだのぐあいが悪いときがある	はい	はい	はい	いいえ
12 ご飯がおいしくないし、食べたくないことがある	はい	はい	はい	いいえ
13 なにもやる気がしないことがある	はい	はい	はい	いいえ
14 授業や学習に集中できないことがある	はい	はい	はい	いいえ
15 むしゃくしゃしたり、いらいらしたり、かっとしたりする	はい	はい	はい	いいえ
16 だれかに話をきいてもらいたい	はい	はい	はい	いいえ
17 はげしい怒りがわいてくる(とてもはらがたつ)	はい	はい	はい	いいえ
18 学校には楽しいことがいっぱいある	はい	はい	はい	いいえ
19 私には今、将来の夢や目標がある	はい	はい	はい	いいえ
20 友だちと遊んだり話したりすることが楽しい	はい	はい	はい	いいえ

いまの気持ちを書いてください。

いじめについて相談するところ

巻末資料Ⅳ

※ 通園、通学している学校園に相談窓口を設けているほか、それ以外にも相談するところがあります。

	相談窓口名	電話番号	受付時間	担当部署
市 の 相 談	いじめ相談	0797-77-2028	月～金 9:00～17:30	市教育委員会 学校教育課
	青少年何でも相談ダイヤル (子ども専用)	0797-84-0937	月～金 9:00～19:00	市教育委員会 教育支援課
	子どもの権利サポート委員会	0120-931-170	月～金 13:00～19:00 土 10:00～17:00 ※第 1・3 火曜日 10:00～17:00	市子ども政策課
	悩みの相談電話	0797-81-2775	24 時間受付	御殿山ひかりの家 (市子育て支援課)
国 ・ 県 の 相 談	ひょうごっ子 ＜いじめ・体罰・子ども安全＞ 相談 24 時間ホットライン	0120-783-111	毎日 9:00～21:00 (12/28～1/3 は休み)	ひょうごっ子悩み相談センター (県立教育研修所 心の教育総合センター内)
		0120-0-78310	24 時間受付	
	24 時間子供 SOS ダイヤル	0120-0-78310	24 時間受付	文部科学省 上記のひょうごっ子悩み相談 センターに接続
	子どもの人権 110 番	0120-007-110	平日 8:30～17:15	法務省
		インターネット相談： http://www.jinken.go.jp/soudan/PC_CH/0101.html		
	ひょうごっ子悩み相談 センター分室	0798-23-2120	平日 月～金 9:00～17:00	兵庫県教育委員会 阪神教育事務所分室
ネ ッ ト 関 係 の 相 談	ひょうごっ子 「ネットいじめ情報」 相 談 窓 口	(TEL) 06-4868-3395 (FAX) 06-4868-3396	月～土 13:00～19:00 (日・祝日と 12/28～1/3 は休み)	兵庫県教育委員会
		電子メール相談：soudan@hyogokko.npos.biz WEB メール相談：http://hyogokko.npos.biz		
	サイバー犯罪相談窓口	078-341-7441 (代)	月～金 9:00～17:45	兵庫県警察本部 サイバー犯罪対策課

① 学校が楽しい。

1 楽しい 2 少し楽しい 3 少し楽しくない 4 楽しくない

② みんなで何かをするのは楽しい。

1 楽しい 2 少し楽しい 3 少し楽しくない 4 楽しくない

③ 授業に主体的に取り組んでいる。

1 取り組めている 2 少し取り組めている 3 少し取り組めていない 4 取り組めていない

④ 授業がよくわかる。

1 よくわかる 2 少しわかる 3 少しわからない 4 わからない

⑤ 最近、だれかにいやなことや、いやな思いをさせられたことはありますか。

1 ある 2 ない ※ 2を選んだ場合は、⑨に進んでください。

⑥ どんなことをされましたか。(複数回答可)

- 1 ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われた
- 2 仲間はずれ、集団による無視をされた
- 3 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりした
- 4 ひどくぶつかられたり、蹴られたりした
- 5 金品をたかられた
- 6 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりした
- 7 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりした
- 8 パソコンや携帯電話等を使い、SNS (LINE等) 上で、ひぼう・中傷や嫌なことをされた
- 9 その他

⑦ それは今も続いていますか。

1 続いている 2 続いていない

⑧ そのことをだれかに話しましたか。

1 話した 2 話していない

⑨ あなたは、他の人がからかわれたり、いやな思いをさせられている人を見たり聞いたりしたことがありますか。

1 ある 2 ない ※ 2を選んだ場合は、⑪に進んでください。

⑩ そのときあなたは、どうしましたか。(複数回答可)

- 1 注意してやめさせた 2 だまって見ていた
- 3 その場を通り過ぎた 4 いじめられている人の話を聞いた
- 5 先生に相談した 6 親に相談した
- 7 その他の大人に相談した 8 友だちや先輩、後輩に相談した

⑪ すぐに相談したいことがある人は、右の □の中に ○ を書いてください。

1

年 組 名前

ひとりで抱えこまないで！！

悩みは誰にでもあるものです。
そして、その悩みは人それぞれ違うものです。
ひとりで抱え込まずに相談をしてください。

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている
- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある
- ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう児童がいる
- ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- ☐ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている
- ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- ☐ グループ分けをすると特定の児童が残る
- ☐ 特定の児童に気を遣っている雰囲気がある

いじめられている児童

◎日常の行動・表情の様子

- ☐ 活気はなくおどおどし、話す時不安な表情をする
- ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない
- ☐ 早退や一人で下校することが増える
- ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ☐ 忘れ物が多くなったり、提出期限が守れなくなる
- ☐ 常に周囲の行動を気にし、目立たないようにする
- ☐ 悪口を言われても言い返さず、愛想笑いをする
- ☐ わざとらしくはしゃいでいる
- ☐ 顔色が悪く、元気がなく暗い表情になる
- ☐ 遅刻・欠席が多くなる
- ☐ ときどき涙ぐんでいる
- ☐ 周囲が何となくざわついている
- ☐ 発言を強要され、突然個人名が出される
- ☐ にやにや、にたにたしている

◎授業中・休み時間

- ☐ 発言すると冷やかされたり、周囲がざわつく
- ☐ 班編成の時に孤立しがちである
- ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- ☐ 決められた座席と違う場所に座っている
- ☐ 遊びだと友人とふざけているが、表情がさえない
- ☐ 一人でいることが多い
- ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる
- ☐ 教職員の近くにいたがる
- ☐ ひどいアダ名で呼ばれる
- ☐ 不まじめな態度、ふざけた質問をする

◎昼食時

- ☐ 好きな物を他の児童にあげる
- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- ☐ 給食を一人で食べることが多い
- ☐ 他の児童の机から机を少し離している
- ☐ 食べ物にいたずらされる
- ☐ 笑顔がなく、黙って食べている

◎清掃時

- ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- ☐ 目の前にゴミを捨てられる
- ☐ 一人で離れて掃除をしている
- ☐ 掃除をさぼることが多くなる

◎その他

- ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ☐ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている
- ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- ☐ 理由もなく成績が突然下がる
- ☐ 顔や手足にすり傷やあざがある
- ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごる

いじめている児童

- ☐ 多くのストレスを抱えている
- ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる
- ☐ 教職員によって態度を変える
- ☐ グループで行動し、他の児童に裏で指示を出す
- ☐ 活発に活動するが他の児童にきつい言葉を使う
- ☐ 金品や物の貸し借りを頻繁に行っている
- ☐ 教師が近づくと、急に仲のよいふりをする
- ☐ 悪者扱いされていると思い、ムキ、乱暴になる
- ☐ 特定の児童にのみ強い仲間意識をもつ
- ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない
- ☐ 他の児童に対して威嚇する表情をする
- ☐ 友だちとの会話の中に差別意識が見られる
- ☐ 仲間同士集まり、ひそひそ話をしている
- ☐ 教師が近づくと、集団が不自然に分散する

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている
- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある
- ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう生徒がいる
- ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- ☐ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている
- ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- ☐ グループ分けをすると特定の生徒が残る
- ☐ 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある

いじめられている生徒

◎日常の行動・表情の様子

- ☐ 活気はなくおどおどし、話す時不安な表情をする
- ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない
- ☐ 早退や一人で下校することが増える
- ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ☐ 忘れ物が多くなったり、提出期限が守れなくなる
- ☐ 常に周囲の行動を気にし、目立たないようにする
- ☐ 悪口を言われても言い返さず、愛想笑いをする
- ☐ わざとらしくはしゃいでいる
- ☐ 顔色が悪く、元気がなく暗い表情になる
- ☐ 遅刻・欠席が多くなる
- ☐ とくどき涙ぐんでいる
- ☐ 周囲が何となくざわついている
- ☐ 発言を強要され、突然個人名が出される
- ☐ にやにや、にたにたしている

◎授業中・休み時間

- ☐ 発言すると冷やかされたり、周囲がざわつく
- ☐ 班編成の時に孤立しがちである
- ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- ☐ 決められた座席と違う場所に座っている
- ☐ 遊びだと友人とふざけているが、表情がさえない
- ☐ 一人でいることが多い
- ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる
- ☐ 教職員の近くにいたがる
- ☐ ひどいアダ名で呼ばれる
- ☐ 不まじめな態度、ふざけた質問をする

◎昼食時

- ☐ 好きな物を他の生徒にあげる
- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- ☐ 給食を一人で食べることが多い
- ☐ 他の生徒の机から机を少し離している
- ☐ 食べ物にいたずらされる
- ☐ 笑顔がなく、黙って食べている

◎清掃時

- ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- ☐ 目の前にゴミを捨てられる
- ☐ 一人で離れて掃除をしている
- ☐ 掃除をさぼることが多くなる

◎その他

- ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ☐ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- ☐ 理由もなく成績が突然下がる
- ☐ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている
- ☐ 顔や手足にすり傷やあざがある
- ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごる

いじめている生徒

- ☐ 多くのストレスを抱えている
- ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる
- ☐ 教職員によって態度を変える
- ☐ グループで行動し、他の生徒に裏で指示を出す
- ☐ 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉を使う
- ☐ 金品や物の貸し借りを頻繁に行っている
- ☐ 教師が近づくと、急に仲のよいふりをする
- ☐ 悪者扱いされていると思い、ムキ、乱暴になる
- ☐ 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ
- ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない
- ☐ 他の生徒に対して威嚇する表情をする
- ☐ 友だちとの会話の中に差別意識が見られる
- ☐ 仲間同士集まり、ひそひそ話をしている
- ☐ 教師が近づくと、集団が不自然に分散する。